

岩手県における令和5年5月8日以降の医療提供体制等について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」
(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策推進本部決定)

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
医療提供体制及び公費支援の見直し等について (ポイント)** 参考資料

※ 本資料は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)について、補足資料も加えつつポイントをまとめたものである。

○ **新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に**

<div style="background-color: #f00; color: white; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新型インフルエンザ等感染症</div> <p style="font-size: small;">入院措置などの行政の強い関与 限られた医療機関による特別な対応</p>	----->	<div style="background-color: #00aaff; color: white; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">5 類 感 染 症</div> <p style="font-size: small;">幅広い医療機関による自律的な通常の対応 行政は医療機関支援などの役割に</p>
--	--------	---

医療提供体制
 幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行

- 5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることに伴い、季節性インフルエンザなど他の疾病と同様になることから、**医療提供体制については、幅広い医療機関による対応に移行していきます。**
- 医療提供体制に混乱が生じないよう、**医療機関、消防及びその他の関係機関と行政(県・保健所)による伴走型支援により円滑な移行に向けた体制を構築していきます。**
- 「診療・検査医療機関」については、「**外来対応医療機関**」に名称を変更し、**指定・公表を当面継続します。**
- 入院体制については、確保病床での受入れを基本としていた入院患者について、5類移行後は全ての医療機関での受入れを基本とし、**オミクロン株流行時の最大入院者数を想定した場合でも受入れ可能な体制となります**

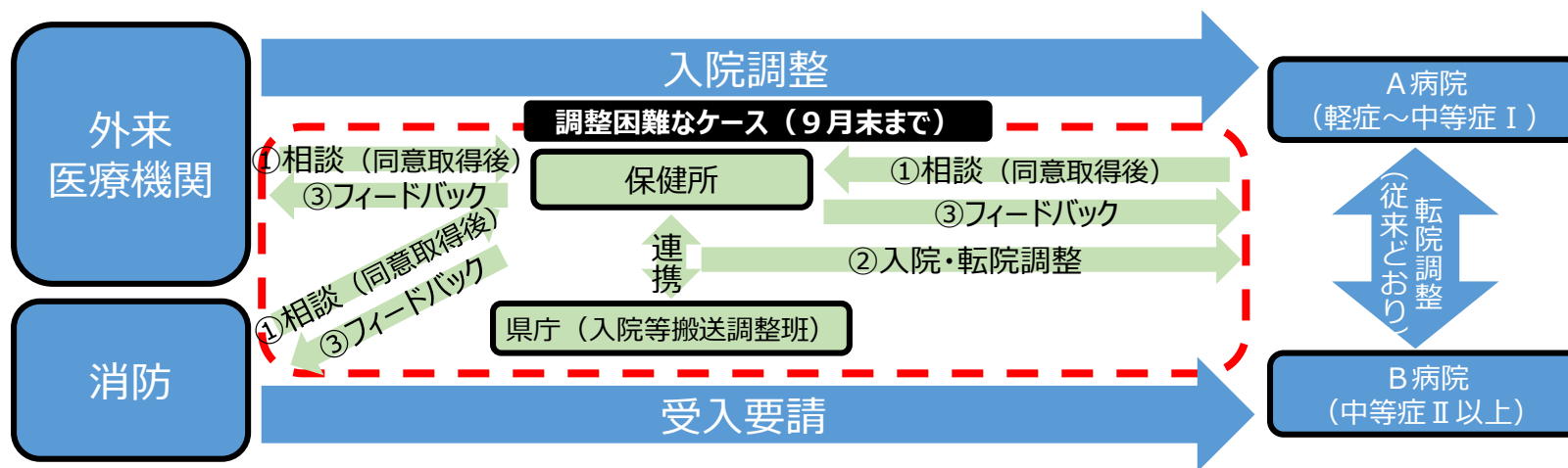
最大入院者数(想定) ※1 391人		(5/7まで) 確保病床数 ※フェーズ3 460床	➡	(5/8以降) 基本病床数 ※2 132床	確保病床数(即応病床) ※3 378床	病床数合計 510床
---------------------------------	--	---	---	---------------------------------------	----------------------------------	----------------------

(令和5年4月21日時点)

※1 確保病床の入院者数のほか、確保病床外(病院でのクラスター等)の入院者数も含む(G-MIS:令和5年1月14日時点)
 ※2 5月8日以降、即応ではないが、一般医療と両立しながらコロナ患者の受入れ準備を整える病床
 ※3 コロナ患者の受入れ要請があった場合、即座に受け入れる体制を整えている病床

岩手県における令和5年5月8日以降の入院調整について

- 5月8日以降は、医療機関間による入院調整が原則となります。
- 円滑な体制移行のため、9月末までの間は、入院治療を要するにもかかわらず入院調整困難なケース等に対しては、行政による調整支援の枠組みを維持します。（例：入院受入を複数回断られた場合）
- 行政は、調整支援を行った後は、医療機関間の調整が困難であった背景を確認し、その解決策などを助言するとともに、調整困難事例集を作成するなどして医療機関へのフィードバックを行い、また、地域の連携強化と課題解決のため、各圏域で連絡会議を開催するなど、完全移行に向けた体制整備を進めます。
- 5月8日以降は行政が入院調整を行う法令上の根拠がなくなることから、行政へ入院調整の支援を要請する際の患者情報の共有に当たっては、医療機関や消防において、患者やその家族に対し、入院調整のため必要となる情報について行政に共有する旨の説明を行っていただき、口頭にて同意をいただき、その内容を日付とともに診療録や救急活動記録に明記する取扱いとなります。



岩手県における令和5年5月8日以降の入院医療機関について

【岩手県】

新型コロナウイルス感染症 入院医療機関の役割分担 (R5.5.8～)

令和5年4月24日作成版

